

# 全国精神保健福祉相談員会会則

## 第1章 名称及び事務所

### (名称)

第1条 この会は、全国精神保健福祉相談員会と称する。

### (事務局)

第2条 この会は、事務局を会長のところに置く。ただし、会長が必要と認めた場合には他に置くことができる。

## 第2章 目的及び事業

### (目的)

第3条 この会は、精神保健福祉相談員等、精神保健福祉業務の専任従事者の専門性の向上を図るとともに、精神保健福祉業務の専任従事者を自治体等に配置していくことを目指し、もって我が国の精神保健福祉の発展に寄与する事を目的とする。

### (事業)

第4条 この会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 精神保健福祉施策を推進するための諸活動
2. 精神保健福祉に関する研修会等の開催
3. 会員相互の連絡及び専門性向上のための諸活動
4. 会報の発行
5. その他この会の目的達成に必要な事項

## 第3章 支部

### (支部)

第5条 この会は必要に応じ、各都道府県・政令市ごとに支部を設けることができる。

## 第4章 会員

### (会員)

第6条 この会は、全国の自治体において精神保健福祉業務に従事している者で、この会に賛同する者とする。

2 前項の規定による会員であった者で引き続き会員であることを希望する者とする。

### (入会)

第7条 この会に入会しようとする者は、会長に届け出なければならない。

### (退会)

第8条 この会を退会しようとする者は、会長に届け出なければならない。

### (会費)

第9条 会員は別に定める規定により会費を納入するものとする。

## 第5章 役員及び職員

### (役員及び員数)

第10条 この会に次の役員を置く

会長 1名

副会長 若干名

理事 若干名

監事 2名

#### (役員を選出)

第11条 理事は総会で選出された者とする。

2 会長、副会長、理事の互選とし、総会の承認を受けるものとする。

3 監事は総会で選出する。

#### (役員職務)

第12条 会長はこの会を代表し、会務を統括する。

2 副会長は会長を補佐する。また、会長の定めた順位により、会長に事故等があるときは、その職務を代行する。

3 理事は理事会を組織し、事業を執行する。

4 監事は会計を監査する。

#### (役員任期)

第13条 役員任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 補欠役員任期は前任者の残任期間とする。

#### (顧問及び相談役)

第14条 この会に顧問及び相談役を置くことができる。

2 顧問は理事会の承認を得て会長が委嘱する。顧問はこの会の重要な事項について諮問に応じるものとする。

3 相談役は理事会が推薦し、総会の承認を受けるものとする。

相談役は理事会に出席し、意見を述べることができる。

#### (職員)

第15条 この会に業務遂行のために必要な職員を置くことができる。

2 職員は会長が任免し理事会の指示により事務を処理する。

## 第6章 会議

### (会議の種類)

第16条 会議は総会及び理事会とする。

### (総会の開催)

第17条 総会は、定期総会及び臨時総会とする。

2 定期総会は毎年1回会長が召集する。

3 理事会が必要と認めるとき、又は会員の3分の1以上から要請があったとき、会長は速やかに臨時総会を召集しなければならない。

4 総会の議長は、出席した会員の中から互選する。

5 総会は、10日以前にその会議に付すべき事項、日時及び場所を通知して召集しなければならない。

### (総会の議決)

第18条 総会は会員の過半数の出席がなければ開会することができない。

2 総会の議決は、出席会員の過半数で決定する。賛否同数のときは、議長の決による。

### (総会に決議すべき事項)

第19条 次の事項は総会の議決または承認を経なければならない。

1. 会則の変更及び承認
2. 事業計画及び予算
3. 事業報告及び決算
4. 役員を選出及び承認
5. その他会長が必要と認める事項

#### (理事会の開催)

第20条 理事会は、必要に応じ会長が召集する。ただし、理事会の3分の1以上から要請があったとき、会長は理事会を開かなければならない。

2 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

#### (理事会の議決)

第21条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ開催することができない。

2 理事会の決議は、出席理事の過半数で決定する。可否同数のときは、議長の決による。

#### (理事会に付すべき事項)

第22条 次の事項は理事会の審議を経なければならない。

1. 総会に付すべき事項
2. 会務の執行に関する諸規定の制定並びに改廃
3. その他会長が必要と認めた事項

#### (欠席者の議決)

第23条 やむを得ない理由のため理事会に出席できない会員又は役員は、書面で表決するか、他の会員又は役員に委任することができる。

### 第7章 経費及び会計

#### (経費)

第24条 この会の経費は次のとおりとする。

1. 会費
2. 助成金及び補助金
3. 寄付金
4. その他の収入

#### (会計)

第25条 この会の会計は、経費から支弁する。

#### (会計年度)

第26条 この会の会計年度は、毎年1月1日から同年12月31日までとする。

### 第8章 雑則

#### (雑則)

第27条 この会の施行に関して必要な事項は、理事会で定める。

- 付則 この会則は、昭和57年7月10日から施行する。
- 付則 この会則は、昭和58年7月23日から施行する。
- 付則 この会則は、昭和59年7月27日から施行する。
- 付則 この会則は、昭和62年7月 2日から施行する。
- 付則 この会則は、平成 元年 3月 3日から施行する。
- 付則 この会則は、平成 4年 2月 6日から施行する。
- 付則 この会則は、平成 5年 1月27日から施行する。
- 付則 この会則は、平成 6年 2月19日から施行する。
- 付則 この会則は、平成 8年 1月19日から施行する。
- 付則 この会則は、平成16年2月20日から施行する。
- 付則 この会則は、平成21年1月11日から施行する。

#### 細則

#### (会費)

第1条 本会会員の年会費は、5000円とする。

第2条 3年以上、会費の未納者は退会とする。